平成２１年（フ）第２７９２号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目14番27号　Ｈ・ＳＴＯＷＮ105号
債務者　中山忠弘こと　中山　忠廣
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７９３号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目14番27号　Ｈ・ＳＴＯＷＮ105号
債務者　中山　雅子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１号
北海道北見市西三輪２丁目632番地23
債務者　小林　俊二
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮40番地３
債務者　佐藤真樹子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第４９３号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番13―715号、旧住所埼玉県八潮市大字木曽根1533番地８
債務者　中島　雅人
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
埼玉県吉川市大字三輪野江1714番地５
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７９６号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目10番地８リバーパークハイツ101
債務者　桜井　雄一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９７号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目10番地８リバーパークハイツ101
債務者　桜井　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４８号
千葉市美浜区真砂３丁目13番７棟804号
債務者　松本　毅之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５４号
千葉市若葉区貝塚町1279番地の９
債務者　篠嵜　俊一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７９号
千葉県市川市宝１丁目14番19号　ピコハウスタカラ128
債務者　永井　健之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１５号
千葉県市川市曽谷４丁目19番９号
債務者　藤井　　卓
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２２号
千葉県千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟130号
債務者　野上　千春
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３９５号
静岡県御殿場市御殿場552番地の１　御殿場団地354、前住所静岡県御殿場市北久原526番地の２　石橋住宅７
債務者　小林　浩三
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
静岡県駿東郡清水町畑中64番地の34
債務者　河野　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
静岡県沼津市本郷町16番５号　ウィル本郷町101
債務者　三浦　厚子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
静岡県伊東市宇佐美741番地の１
債務者　新倉　英次
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
静岡県沼津市大岡2169番地の１
債務者　柳下富美子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係